

佐倉市男女平等参画審議会
令和5年度 第1回会議 会議録

日 時：令和5年5月29日（月）午前10時から

会 場：佐倉市役所社会福祉センター地下会議室

出席者：

<審議会委員>犬塚博委員、安藤豊明委員、清水知子委員、土屋庄一郎委員、
遠藤恵子委員、高島史暁委員、中村千草委員、田中百合江委員、
<事務局>市民部長、自治人権推進課[課長、担当3名]、こども家庭課長
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [2名]

次第等：

◆開会

◆市民部長挨拶

◆今年度の審議会日程について

◆議題

- (1) 諮問 計画における事業の進行状況（令和4年度分）の総合評価について
- (2) 諮問 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の見直しについて
- (3) 検討部会の設置および委員の選出について
- (4) 諮問 男女平等参画推進センター（ミウズ）の運営について

◆その他

- (1) 男女平等参画に関する市民意識調査について（結果報告）
- (2) 性の多様性に関する職員（教職員）ガイドブック策定について（報告）
- (3) 男女平等参画推進センター（ミウズ）からの報告

◆閉 会

午前10時00分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会、令和5年度第1回会議を開催します。

【市民部長】 [市民部長挨拶]

【事務局】

続いて、今年度の審議会の日程について、事務局から説明します。

【事務局】

今期の審議会スケジュールですが、令和5年度は、本日を含め4回の審議会および2回の検討部会の開催を予定しています。検討部会は、選出された委員のみで行います。

本日は、男女平等参画基本計画の見直しについて、計画における進行状況（令和4年度分）の総合評価について、そして男女平等参画推進センター（ミウズ）の運営について諮問します。また、男女平等参画に関する市民意識調査についての報告、多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック策定の結果報告について、説明をします。

今回の内容は、「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で掲げています施策の進行管理調査結果（令和4年度分）について」説明します。また、男女平等参画推進センター（ミウズ）について審議し、答申を頂きます。

3回目の会議は、第4期基本計画の進行状況について事前に頂いた各委員の評価をまとめ、意見を頂きます。また、第1回検討部会の結果についても説明します。

4回目の会議は、男女平等参画基本計画の見直しの確定案について意見を頂き、答申を頂きます。また、計画における進行状況（令和4年度分）の総合評価について答申を頂きます。また進行管理の評価および全体への意見について、審議いただきます。

【会長】

それでは議事に入ります。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と定められています。

本日の出席委員が8名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立したことを報告します。そして、令和4年度第1回で確認しましたが、会議

録作成のため、事務局で録音すること、また要約のかたちで会議録を作成することについて、ご了承ください。

はじめに、議題（1）諮問「計画における事業の進行状況」（令和4年度分）の総合評価について、（2）諮問「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の見直しについて」、（4）諮問「男女平等参画推進センター（ミウズ）の運営について、事務局からの説明をお願いします。

【市民部長】

諮問を読み上げさせていただきます。

佐倉市男女平等参画推進条例第17条第2項第1項の規定により、次の通り諮問いたします。

1、佐倉市男女平等参画基本計画に位置付けた取組につきまして、より実効性のある施策を推進するため、計画における事業の進行状況（令和4年度分）の総合評価について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

2、令和元年度に「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」（令和2年度～13年度）を策定し、令和4年度に、男女平等参画に関する市民意識調査を行いました。その調査結果を基に、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、計画の見直しを予定しております。

つきましては、計画の見直しについて、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

3、佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）は、指定管理者により管理運営をしております。現在の指定管理期間が令和2年度から令和6年度までとなっていることから、令和7年度以降のミウズの管理運営について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

[会長へ諮問書を提出]

【会長】

続いて、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理に関する調査結果の情報について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理に関する調査結果の評価（令和4年度分）について、審議会としての総合評価をお願いします。総合評価いただ

くのは、重点事業として選定されている 26 事業です。答申は 1 月の第 4 回審議会において頂きます。

【会長】

ただいまの説明につきまして質問ございますか。

[質疑なし]

続いて、佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の見直しについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和 2 年度に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】」（令和 2 年度～13 年度）を策定し、令和 4 年度に、男女平等参画に関する市民意識調査を行いました。その調査結果を基に、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、施策の状況を総括し、課題を整理するとともに、第 5 次佐倉市総合計画との整合性を十分に図りながら、計画の見直しを図るものです。

見直しの内容は、現行の基本計画をもとに、基本目標、個別課題、施策の方向について、原則的に見直しは行わず、進行管理の実施状況を検証しながら「具体的な事業」を中心とした見直しを考えています。

見直し時期は、令和 5 年度中に行います。

【会長】

ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。

[質疑なし]

続いて、部会の設置について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

部会の設置については、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 7 条に「審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。」、そして同じく施行規則第 7 条 2 で「部会は、審議会の議決により付託された事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。」となっています。

また、この部会の会議は、当審議会と同様、原則公開とし、会議を例外的に非公開とする場合は、これも審議会同様、部会長が出席委員に諮り、決定するとさせていただきます。会議録の作成についても、審議会と同様といたします。

最後に、部会委員の選出ですが、施行規則第 7 条 3 に「部会は、会長が審議会の

委員の中から指名した委員をもって組織する。」とあります。各分野（教育・民生・事業者・公募等）の委員の方から1名ずつ選出いただきます。部会委員数は、審議会委員の半数である5名とします。

【会長】

ただいまの説明について、質疑ございますか。

[質疑なし]

続いて、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第7条に基づき、部会を設置すること、また、施行規則第7条2に基づき、市より諮問された、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の策定を見直すことについて、設置する部会に付託してよろしいか、賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手確認]

ご異議なしのようですので検討部会の設置および会議の公開、会議録の作成について事務局からの説明のとおりで決定します。

続いて、部会委員を決めます。事務局から説明があったとおり、部会委員は会長が指名できるとなっていますが、皆様の中で、引き受けてくださる方がいましたら、お願いしたいと思います。

[検討部会委員選出]

【会長】

では5名の委員をお願いします。

続いて、男女平等参画推進センターミウズの運営について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

男女平等参画推進センターの施設運営について、第2回審議会で、答申をいただきます。

佐倉市では、平成14年に、佐倉市男女平等参画推進条例を制定し、条例に基づき、男女平等参画社会づくりを促進する拠点施設として、男女平等参画推進センターミウズを、平成15年度に開設しました。開設当初は、市の直営でしたが、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在4期目で、株式会社明日葉が指定管理者として運営をしています。直営時と比較すると、コロナ制限期間をぬくと利用者は増加しており、民間のノウハウを生かした施設づくりがされていると考えられます。

ミウズは、午前 9 時から午後 8 時まで開所し、休所は毎月第 4 水曜日、年末年始と、その他必要に応じて、臨時で休所しています。令和 4 年度は年間 19 日の休所をしました。

ミウズの設備は、学習室や図書コーナー、ミーティングスペースがあり、インターネット等も利用できます。図書は、市内図書館システムと連携しており、ミウズと市内図書館の相互で、本の予約・貸出・返却等ができます。

図書の利用時間は、貸出・返却・延長ともに午前 9 時から午後 8 時までです。

続いて、ミウズの主な業務ですが、大きく 4 つあります。

1 つ目は、男女平等参画に関する情報の収集及び提供に関する業務です。具体的には、男女平等参画に関する図書等の貸出、テーマに沿った内容の掲示などを行っています。

2 つめは、男女平等参画に関する学習の場及び機会の提供に関する業務です。学習室の貸出、男女平等参画に関する各種学習会の企画・開催などを行っています。

3 つ目は、男女平等参画に関わる個人及び団体相互の交流の促進に関する業務です。登録団体との連携・支援、協働を進めています。

4 つ目は、男女平等参画に関する相談に関する業務です。毎週金曜日に、専門の女性カウンセラーによる、女性のための相談を、ミウズへの来所と電話で実施しています。

続いて、ミウズが実施している事業ですが、例年、市民の皆様に、男女平等参画について知り、理解を深めていただけるような講座、講演会を開催しています。

ミーティングスペースの利用者数は、令和 4 年度、1 万人強、学習室の利用者数は、2 千人台、図書の貸出については、利用者数 3 千人台を推移しています。「女性のための相談」は、来所相談と電話相談が合わせて、例年 100 人～200 人となっています。全体の利用者数は、令和 4 年度 16898 人、減少傾向にあります。

次に、学習室とミーティングスペースそれぞれと、合計の利用者数ですが、各年度ともに、午前・午後の利用者が多いですが、夜間は少なく、およそ 1 日数名の利用となっています。

次に、令和 4 年度に実施しました、ミウズ利用者へのアンケート結果を掲載しています。回収数は 102 枚でした。抜粋して説明します。

問 1 の年齢については、回答者の 2 割が 60 代、7 割近くが 70 代以上の方と、

他の年代より多くなりました。

問5で、よく利用するのは何か尋ねています。学習室が5割近くになっていますが、次いでミーティング・スペース、新聞、図書と続いています。学習会への参加が1%となっており、伸ばしていきたいところです。

問6で、よく利用する時間帯を尋ねており、10時から12時、12時から14時が3割以上と比較的多く、18時以降は9%と、利用が少なくなっています。

問7で、講座に参加したことがあるかを尋ねており、定員規模の大きい講演会、登録団体との協働事業であるミウズ・フェスティバルがともに15%、参加したことがないが7割となっています。

問12で、スタッフの対応について尋ねており、「大変良い」か「良い」と回答した方が合わせて9割近くいます。センターの概要は、以上です。

【会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんでしょうか

【委員】

コロナ前のアンケートは利用者数の年代がどのようなものであるか、教えていただきたいと思います。

【事務局】

平成30年度では、60代で27.2%、70代以上で、59.8%ですので8割以上は、60代より上の方が利用されているというような状況です。

【委員】

そうしますと利用者は今後、70、80代が多くなって、利用者数が高齢化していくってことですね。

【会長】

他にございますか。

【委員】

利用状況の年度別の推移はどうですか。相談利用者数がかなり減っているのですが、これはどうなのでしょう。こういう相談機能が一番実質的な存在意義があるのではないかなと思います。

【事務局】

コロナで休館した期間もございまして、また、対面の相談を控えていた時期がご

ざいます。なかなか電話での相談は難しかったようで、件数が減少しています。

【委員】

いわゆるDVなどの駆け込み寺的な緊急保護機能みたいなものがあるのですか。

【事務局】

相談によっては市と連携を図ることもございますが、やはりこども家庭課での対応が多いです。

【委員】

わかりました。

【会長】

他に質問ございますか。

【委員】

アンケートの実施期間を教えてください。実際にアンケートを配った枚数をわかれば教えていただきたいです

【事務局】

令和5年3月6日から12日までです。

【委員】

1週間ですね。手渡しで配布されたのですか、それとも、自由記入ですか。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

手渡しです。

【委員】

全部で何枚配られたのですか。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

初日は50枚ぐらいで、学習室ご利用の方には、利用人数分を配布しました。

【委員】

わかりました。

【会長】

続いて、男女平等参画に関する市民意識調査について、性の多様性に関する職員（教職員）ガイドブック策定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、市民意識調査の調査結果についてです。令和4年9月に、市内在住の満18

歳以上 70 歳未満の市民 3000 人を対象に、佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査を実施しました。報告書を取りまとめ、佐倉市ホームページで公開しました。調査の回答数は 906 件、回収率は 30.2%でした。

続いて、多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブックについてです。職員及び教職員に性の多様性についての理解を深めていただくため、ハンドブックを昨年度作成しました。昨年度の第 3 回審議会からの進捗ですが、庁内会議である人権施策・男女平等参画施策推進会議で審議しました。そして、案が承認され、令和 5 年 3 月 29 日、全所属に共有しました。

また今年度、ハンドブックの内容を基に研修動画を作成し、全職員に受講してもらう予定です。

【会長】

これで、議事が終わりました。この先の進行は事務局にお返しします。

【事務局】

それでは、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者ミウズから報告します。

【男女平等参画推進センター指定管理者】（施設事業について説明・報告）

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前 10 時 51 分 閉会
